

令和5年4月23日
朝倉市選挙管理委員会

市政記者各位

令和5年4月23日執行朝倉市議会議員一般選挙における対応誤りについて

1 概要

本日、朝倉市の投票所において、投票用紙交付における対応誤りがありました。

2 経緯

- 投票所に成年後見人が来所され、窓口に成年被後見人の代理で投票が可能か尋ねられた。
- 投票所の職員は、市選挙管理委員会事務局に当該成年後見人が投票することの可否について電話で相談。
- 電話を受けた市選挙管理委員会事務局職員は、相談の内容が成年被後見人に係る選挙権制度に関する質問と判断し、平成25年に変更された成年被後見人に係る公職選挙法改正の内容について説明し、当該成年被後見人を選挙人名簿で照会し、資格があれば投票出来る旨を伝えた。
- 説明を受けた投票所の職員は、当該成年被後見人の当該選挙に係る資格を選挙人名簿を用いて照会。資格があったため、成年後見人に対して投票用紙を交付。成年後見人は投票用紙に記載し、投票箱に投函した。
- 投票後、今回の事案について疑問をもった投票所職員が、総務省のホームページを用いて、成年後見人が成年被後見人の代理で投票ができるか調査。
- 投票所職員は、当事案について市選挙管理委員会事務局に再度電話。この際に、市選挙管理委員会事務局職員は、当初相談を受けた電話内容が成年被後見人の選挙制度に係る質問ではなく、成年後見人が成年被後見人の代理投票を行うものであることを認識した。
- 当該成年後見人は既に投票しており、二重交付が発生したことを確認。

3 原因

- 選挙管理委員会事務局職員が、事実確認を十分に確認せずに説明したこと及び投票所職員の選挙制度の知識不足が原因。

4 再発防止に向けた取組

- 本件発生を受け、市選挙管理委員会事務局は市内全投票所に当該事案の発生を周知。また、同様の事案が発生していないことを確認。全投票所に対して、本人不在のような場合において、選挙人以外の代理投票による投票用紙の交付・記載は出来ない旨を指導した。